

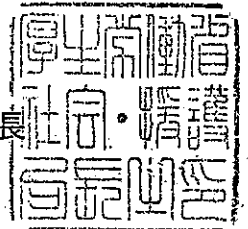
平成24年3月28日  
雇児発0328第2号  
社援発0328第8号  
老発0328第3号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

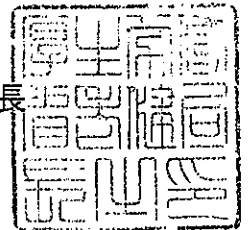
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成13年7月23日雇児発第487号、社援発第1274号、老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定等を踏まえ、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。